

平成18年4月28日

財団法人 財務会計基準機構  
企業会計基準委員会 御中

日本リネンサプライ業厚生年金基金

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」  
に対する意見

平成18年3月16日に公開・コメントの募集が行われた実務対応報告公開草案  
第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」  
について、下記のとおり意見を提出します。

#### 記

##### <意見>

厚生年金基金の「代行部分」の債務は平成16年度の厚生年金保険法の改正により「最低責任準備金」とされたところです。

したがって、基金の設立事業所が自己の決算において年金債務として認識するところは基金の決算時に示される「最低責任準備金」を超えることは無く、それを超える代行部分の給付責任は政府にあります。

基金の設立事業所に給付責任が無い以上、退職給付債務の計算から「代行部分」の債務を除外していただきますよう要望します。

以上